

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2015年（平成27年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日。ただし、第1条の改正規定、別表第3の改正規定（別表第3に藤沢市教育委員会之印の項を加える部分に限る。）及び別表第4の改正規定（2の項を改める部分を除く。）は、平成27年4月1日。

提案理由

この規則を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の制度等が改正されること及び藤沢市立学校教職員服務規程に規定する身分証明書を用途とする公印を使用すること等に伴い、規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上公基

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第18条第2項」を「。以下「法」という。）第17条第2項」に改める。

第14条を削る。

第15条中「前条」を「法第13条第2項」に、「職務を代理する」を「教育長の職務を行う」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

別表第1教育長の職務表の表の2中「上司の命を受け」を「教育委員会の意思決定に基づき」に改め、同表の7及び8中「上司」を「教育委員会」に改め、同表の9中「上司の指示事項」を「教育委員会の決定事項」に改める。

別表第3中

「

藤沢市教育委員会之印	1	てん書	方35	木印	1	委員会名をもつてする文書	教育総務課長
藤沢市教育委員会委員長之印	2	てん書	方21	木印	1	委員長名をもつてする文書	
藤沢市教育委員会事務局之印	3	てん書	方30	木印	1	事務局名をもつてする文書	

を

」

藤沢市教育委員会之印	1	てん書	方35	木印	1	委員会名をも ってする文書	教育総 務課長
藤沢市教育委員会委員長之印	2	削除					
藤沢市教育委員会事務局之印	3	てん書	方30	木印	1	事務局名をも ってする文書	教育総 務課長

改め、同表に次のように加える。

藤沢市教育委員会之印	16	てん書	方15	木印	1	藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号）第6条第1項に規定する身分証明書	学務保健課長
------------	----	-----	-----	----	---	--	--------

別表第4中

「 1	「 1	「 2			
藤 沢 市 教 育 委 員 会 之 印	を	藤 沢 市 教 育 委 員 会 之 印	に,	藤 沢 市 教 育 委 員 会 委 員 長 之 印	を
」	」	」			
「 1 2	「 1 2				
「 2 に, 削除」	藤 沢 市 総 合 市 民 図 書 館 長 之 印	を	藤 沢 市 総 合 市 民 図 書 館 長 之 印	に,	
」	」				

「 1 4

藤沢市教育委員
会教育長之印
文化芸術課専用

を

「 1 4

藤沢市教育委
員会教育長之印
文化芸術課専用

に，

「 1 5

藤沢市教育委員会
教育長之印
スポーツ施設
使用許可事務専用

「 1 5

を

藤 沢 市 教 育
委 員 会 教 育
長 之 印 ス ポ ー ツ
施 設 使 用 許
可 事 務 専 用

に改め，同表に次のように加える。

1 6

藤 沢 市
教 育 委 員
会 之 印

附 則

この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。ただし，第1条の改正規定，別表第3の改正規定（別表第3に藤沢市教育委員会之印の項を加える部分に限る。）及び別表第4の改正規定（2の項を改める部分を除く。）は，平成27年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育長の職務)</p> <p>第7条 教育長の職務の内容は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(公印等)</p> <p>第13条 公印の名称、寸法、書体、用途等は、別表第3のとおりとし、そのひな型は別表第4のとおりとする。</p> <p>(職務代理の教育長印の使用)</p> <p>第14条 教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において、<u>法第13条第2項の規定により教育長の職務を行う者が使用する公印は教育長印とする。</u></p> <p>(職員の服務等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育長の職務)</p> <p>第7条 教育長の職務の内容は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(公印等)</p> <p>第13条 公印の名称、寸法、書体、用途等は、別表第3のとおりとし、そのひな型は別表第4のとおりとする。</p> <p>(職務代理者の指名)</p> <p>第14条 <u>教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育部長がその職務を代理する。ただし、教育次長の職を置くときは、教育次長がその職務を代理することとする。</u></p> <p>(職務代理の教育長印の使用)</p> <p>第15条 教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において、<u>前条の規定により職務を代理する者が使用する公印は教育長印とする。</u></p> <p>(職員の服務等)</p>

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、分限、任免、給与及び事務の執行等については、市長が定めた規則及び規程の例による。

別表第1(第7条関係)

教育長の職務表

【別記1 参照】

別表第3(第13条関係)

【別記2 参照】

別表第4(第13条関係)

【別記3 参照】

第16条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、分限、任免、給与及び事務の執行等については、市長が定めた規則及び規程の例による。

別表第1(第7条関係)

教育長の職務表

【別記1 参照】

別表第3(第13条関係)

【別記2 参照】

別表第4(第13条関係)

【別記3 参照】

【別記1 別表第1(第7条関係)】

改正後 (案)

職務の内容
1 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する市長及び副市長の職務の補佐
2 <u>教育委員会の意思決定に基づき</u> 、事務局の執行方針の設定及び執行方針の実現のための基本計画の立案
3 事務局の事務遂行のための必要な情報の収集及び分析
4 職員の服務管理及び士気の振興
5 自己研修による職員への垂範
6 事務局の事務の進行管理及び調整
7 <u>教育委員会</u> に対する情報の提供及び助言
8 <u>教育委員会</u> に対する事務局の事務の基本計画の変更、異例な事項及び施行状況等の報告
9 職員の指揮監督並びに事務局の執行方針及び基本計画並びに <u>教育委員会</u> の決定事項の周知

現行

職務の内容
1 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する市長及び副市長の職務の補佐
2 <u>上司の命を受け</u> 、事務局の執行方針の設定及び執行方針の実現のための基本計画の立案
3 事務局の事務遂行のための必要な情報の収集及び分析
4 職員の服務管理及び士気の振興
5 自己研修による職員への垂範
6 事務局の事務の進行管理及び調整
7 <u>上司</u> に対する情報の提供及び助言
8 <u>上司</u> に対する事務局の事務の基本計画の変更，異例な事項及び施行状況等の報告
9 職員の指揮監督並びに事務局の執行方針及び基本計画並びに <u>上司の指示事項</u> の周知

【別記2 別表第3(第13条関係)】

改正後 (案)

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市教育委員会之印	1	てん書	方35	木印	1	委員会名をもってする文書	教育総務課長
藤沢市教育委員会委員長之印	2	削除					
藤沢市教育委員会事務局之印	3	てん書	方30	木印	1	事務局名をもってする文書	教育総務課長
藤沢市教育委員会教育長之印	4	てん書	方21	水牛	2	教育長名をもってする文書	
藤沢市教育委員会教育長印	5	てん書	方35	水牛	1	表彰状	
藤沢市教育委員会教育長之印就学 事務専用	6	てん書	方21	木印	1	就学事務専用	市民窓口センター 長
					3		学務保健課長
					12		市民センター長
藤沢市教育委員会教育長之印藤沢 市教育文化センター専用	7	てん書	方21	木印	1	教育文化センター事業に関する文 書	教育文化センター 長
藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之 印	8	削除					
藤沢市教育委員会教育長之印何々 公民館専用	9	てん書	方21	木印	13	公民館使用許可事務, 公民館事業 に関する文書	公民館長
藤沢市教育委員会教育長之印青少	10	削除					

年会館専用							
藤沢市青少年相談センター長之印	11	削除					
藤沢市総合市民図書館長之印	12	てん書	方21	木印	4	図書館長名をもってする文書	総合市民図書館長 総合市民図書館主 幹
藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用	13	削除					
藤沢市教育委員会教育長之印文化芸術課専用	14	てん書	方21	木印	1	後援等の許可に関する事務	文化芸術課長
藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用	15	てん書	方21	木印	1	スポーツ施設使用許可事務	スポーツ推進課長
藤沢市教育委員会之印	16	てん書	方15	木印	1	藤沢市立学校教職員服務規程(平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号)第6条第1項に規定する身分証明書	学務保健課長

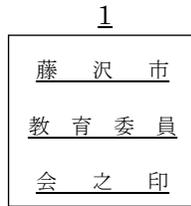
現行

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市教育委員会之印	1	てん書	方35	木印	1	委員会名をもってする文書	教育総務課長
藤沢市教育委員会委員長之印	2	てん書	方21	木印	1	委員長名をもってする文書	
藤沢市教育委員会事務局之印	3	てん書	方30	木印	1	事務局名をもってする文書	
藤沢市教育委員会教育長之印	4	てん書	方21	水牛	2	教育長名をもってする文書	
藤沢市教育委員会教育長印	5	てん書	方35	水牛	1	表彰状	
藤沢市教育委員会教育長之印就学 事務専用	6	てん書	方21	木印	1	就学事務専用	市民窓口センター 長
					3		学務保健課長
					12		市民センター長
藤沢市教育委員会教育長之印藤沢 市教育文化センター専用	7	てん書	方21	木印	1	教育文化センター事業に関する文 書	教育文化センター 長
藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之 印	8	削除					
藤沢市教育委員会教育長之印何々 公民館専用	9	てん書	方21	木印	13	公民館使用許可事務，公民館事業 に関する文書	公民館長
藤沢市教育委員会教育長之印青少 年会館専用	10	削除					

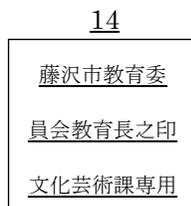
藤沢市青少年相談センター長之印	11	削除					
藤沢市総合市民図書館長之印	12	てん書	方21	木印	4	図書館長名をもってする文書	総合市民図書館長 総合市民図書館主 幹
藤沢市教育委員会教育長之印スポ ーツ施設使用許可事務専用	13	削除					
藤沢市教育委員会教育長之印文化 芸術課専用	14	てん書	方21	木印	1	後援等の許可に関する事務	文化芸術課長
藤沢市教育委員会教育長之印スポ ーツ施設使用許可事務専用	15	てん書	方21	木印	1	スポーツ施設使用許可事務	スポーツ推進課長

【別記3 別表第4(第13条関係)】

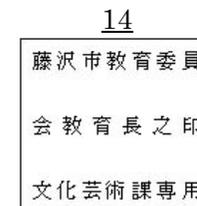
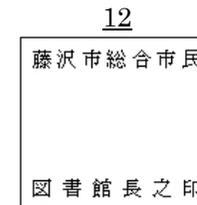
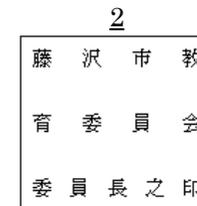
改正後 (案)



2
削除



現行



15

藤 沢 市 教 育
委 員 会 教 育
長 之 印 ス ポ ー ツ
施 設 使 用 許
可 事 務 専 用

16

藤 沢 市
教 育 委 員
会 之 印

15

藤 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 之 印
ス ポ ー ツ 施 設
使 用 許 可 事 務 専 用